

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教育課程の検討に関し、教授会に教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、教育研究審議会の方針を受け、教授会の審議事項のうち、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 教育課程の運用に関すること。
- (2) その他教務に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）
- (2) 美術科及びデザイン科の各専攻並びに工芸科及び一般教育等（以下「各専攻等」という。）から選出された教員 各 1 人
- (3) 教職課程を担当する教員のうちから選出された者 1 人
- (4) 事務局次長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員会において特に必要と認める者

(構成員の指名)

第 4 条 委員会の構成員（以下「構成員」という。）は、各専攻等の推薦等に基づき、学長が指名する。

(審議会委員の職務)

第 5 条 審議会委員は、教育研究審議会の方針を受け、委員会を総括し、代表する。

2 審議会委員は、必要に応じて委員会を招集することができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、構成員の互選を経て教育研究審議会の承認により学長が選任する。

- 2 委員長は、審議会委員を補佐し、委員会の議事の進行に当たる。
- 3 委員長は、審議会委員の指示により、その職務を代理する。

(代理出席)

第 7 条 構成員は、やむを得ない理由があるときは、審議会委員の承認を得て代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会委員は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(報告)

第 9 条 審議会委員は、委員会の検討結果を速やかに学長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。